

# 平成29年度 秋田県が行う主な避難者支援の取組について

資料3 (当初予算関係)

平成 29年 2月 16日  
被災者受入支援室

## 【事業の背景・目的】

東日本大震災や東京電力福島第一原発事故により、避難生活を強いられている被災者は、長期化によって抱える課題が多様化・複雑化しており今後への不安を感じながら過ごしている。こうした中、被災地の復興住宅の整備や除染等が進み、段階的に応急仮設住宅供与期間の終期が示されていることから、避難者は生活再建に向けた具体的な道筋を立て始めている。

避難者が、それぞれの将来に向け確実に歩みを進め、安定した日常生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を行っていく。

## 01 被災者用民間賃貸住宅借上事業 24,803千円

- (1) 被災者へ応急仮設住宅を提供
- (2) 民賃の適正利用確認訪問等

【応急仮設住宅の提供】  
・借上件数 30戸 ・家賃上限 6万円  
・適正利用の確認・事務補助(1名雇用)  
【財源】  
一般財源(全額災害救助法に基づき求償)

## 02 東日本大震災避難者支援事業 19,638千円

### 02-1 震災避難者訪問等支援事業 18,146千円

- (1) 避難者戸別訪問等
- (2) 避難者交流センターの運営
- (3) 各種交流会の開催
- (4) 支援情報紙の発行
- (5) 関係団体・行政との連携推進

【避難者支援相談員】  
・県内避難者を対象に戸別訪問等を実施(6名雇用)  
【財源】  
被災者支援総合交付金(復興庁)  
一般財源

### 02-2 県内避難者こころの寄り添い事業 1,492千円

- (1) 専門家による個別訪問・健康相談等
- (2) 避難者を対象とした講演会の開催
- (3) 支援者を対象とした研修会等の開催

【専門家】  
・精神科医、臨床心理士、在宅保健師  
・(新)社会福祉士、精神保健福祉士  
【財源】  
被災者支援総合交付金(復興庁)

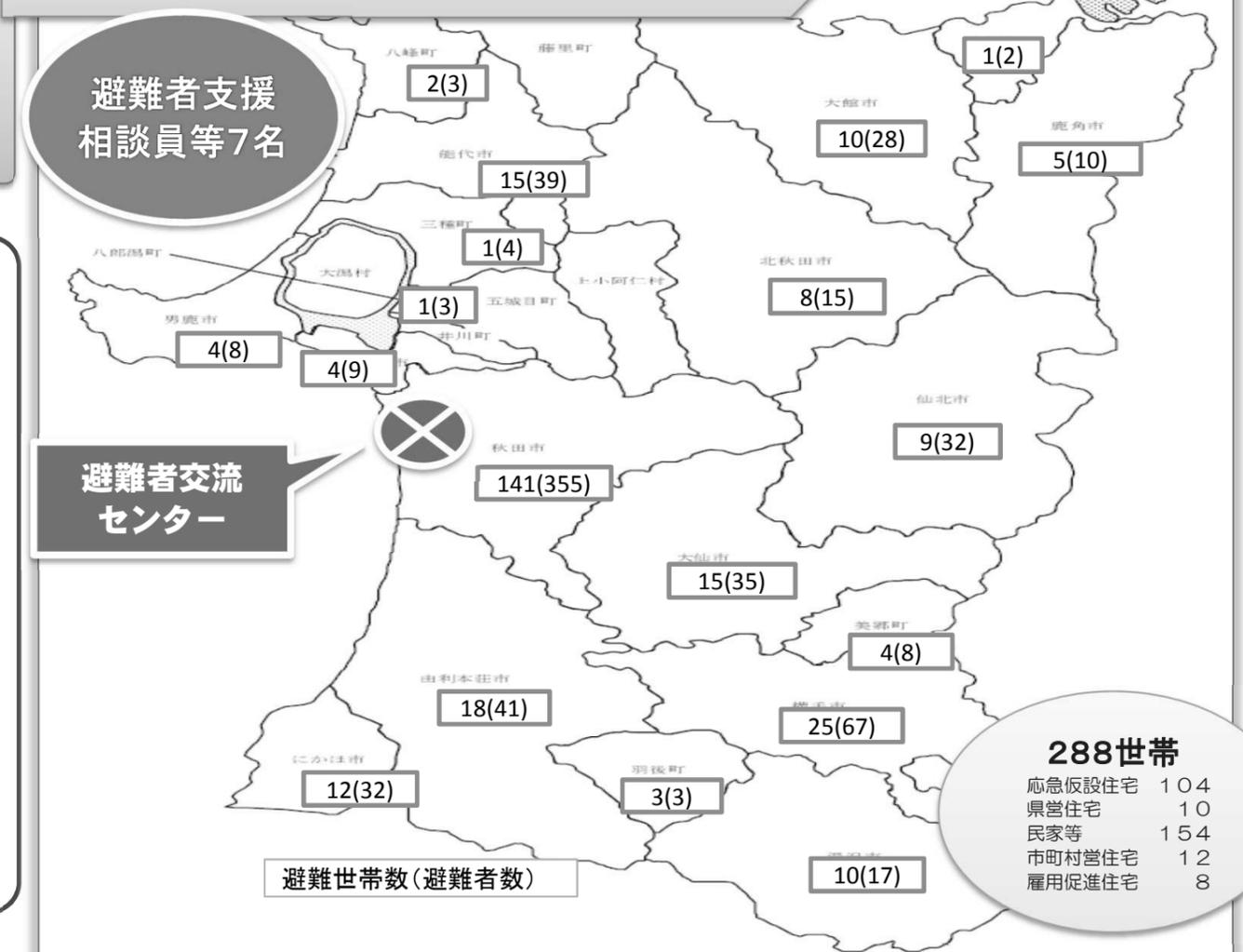
## 03 県内避難者生活再建支援事業 1,600千円

- (1) 県内での生活再建を決めた方への補助(家財道具等の引っ越しにかかる費用)

【対象経費・要件】  
・引越費用(1世帯につき上限10万円)  
・新たな住居への住民票の異動  
【財源】  
一般財源

## 避難者数 288世帯 711人

平成29年2月1日現在



## 岩手県

10世帯19名

応急仮設住宅供与期間  
最長7年間  
(最長30年8月まで)

## 宮城県

80世帯161名

応急仮設住宅供与期間  
最長7年間  
(最長30年11月まで)

## 福島県

198世帯531名

応急仮設住宅供与期間  
避難指示区域外 平成29年3月末  
避難指示区域内 平成30年3月末  
(最長30年3月31日まで)